

北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画について

この計画は、北海道PCB廃棄物処理事業の処理施設からの排出状況や周辺環境のモニタリングを実施し、適正かつ安全な処理が実施されていること及び周辺環境に影響をおよぼしていないことを確認するために策定しました。

なお、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会を構成している、北海道と東北地域、北関東地域、甲信越地域及び北陸地域の15県で、北海道が実施する測定に伴う経費を負担しています。

東北：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県

北関東：茨城県、栃木県、群馬県

甲信越：新潟県、山梨県、長野県

北陸：富山県、石川県、福井県

【計画概要】

1 実施主体 北海道、室蘭市、日本環境安全事業(株) (以下「JESCO」という。)

2 実施内容

(1) 排出源モニタリング

処理施設排気口等処理施設から排出される排気等を測定、平成19年度から実施

主体	場所	要素	項目	頻度
道	排気出口等7ヶ所	排気	PCB、ダイオキシン類	随時
	排気出口2ヶ所		ベンゼン	
	最終放流口1ヶ所	排水	PCB、ダイオキシン類	
JESCO	排気出口等7ヶ所	排気	PCB、ダイオキシン類	4回/年
	排気出口2ヶ所		ベンゼン	
	浄化槽処理水1ヶ所	排水	生活環境項目7項目	2回/年
	最終放流口1ヶ所		PCB、ダイオキシン類	
			その他有害物質 ^{*1}	1回/年以上
	敷地境界2ヶ所	騒音 振動		1回/年以上
排気出口及び敷地境界各1ヶ所	悪臭	アセトアルデヒド外2項目	1回/年以上	
		その他特定悪臭物質 ^{*2}	1回/年以上	

*1 排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)の別表第一に掲げる有害物質でポリ塩化ビフェニルを除く25項目

*2 悪臭防止法施行令(昭和47年5月30日政令第207号)第1条に掲げる特定悪臭物質で、アセトアルデヒド外2項目を除く19項目

(2) 周辺地域環境モニタリング

処理施設周辺の住宅地域等の大気、水質等を測定、平成18年度から実施

主体	場所	要素	項目	頻度
道・市	測定局3ヶ所	大気	PCB、ダイオキシン類	4回/年
	測定局1ヶ所		PCB、ダイオキシン類	通年
			ベンゼン	12回/年
室蘭海域1ヶ所		水質	PCB、ダイオキシン類	2回/年
		底質		1回/年
JESCO	敷地境界1ヶ所	大気	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン	4回/年
	最終放流口付近及び敷地境界各1ヶ所	水質	PCB、ダイオキシン類	2回/年
		底質		1回/年

北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリングについて

平成19年度北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリングについては、次のとおり実施します。

1 実施内容

(1) 排出源モニタリング

処理施設排気口等処理施設から排出される排気等を測定、施設稼働後から実施

主体	場所	要素	項目	頻度
北海道	排気出口等7ヶ所	排気	PCB、ダイオキシン類	随時
	排気出口2ヶ所		ベンゼン	
	最終放流口1ヶ所	排水	PCB、ダイオキシン類	
JESCO	排気出口等7ヶ所	排気	PCB、ダイオキシン類	4回/年
	排気出口2ヶ所		ベンゼン	
	浄化槽処理水1ヶ所	排水	生活環境項目7項目	2回/年
	最終放流口1ヶ所		その他有害物質 ^{*1}	1回/年以上
	敷地境界2ヶ所	騒音 振動		1回/年以上
	排気出口及び敷地境界各1ヶ所	悪臭	アセトアルデヒド外2項目	1回/年以上
その他特定悪臭物質 ^{*2}			1回/年以上	

*1 排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)の別表第一に掲げる有害物質でポリ塩化ビフェニルを除く25項目

*2 悪臭防止法施行令(昭和47年5月30日政令第207号)第1条に掲げる特定悪臭物質で、アセトアルデヒド外2項目を除く19項目

(2) 周辺地域環境モニタリング

処理施設周辺の住宅地域等の大気、水質等を測定、平成18年度から実施

主体	場所	要素	項目	頻度
北海道	白鳥台測定局 御前水公園測定局 新日鐵体育館測定局 祝津地区 ^{*1} 東地区 ^{*1}	大気	PCB、ダイオキシン類	4回/年
	御前水公園測定局			通年
室蘭市	新日鐵体育館測定局		ベンゼン	12回/年
北海道	海域(水質2ヶ所) (底質1ヶ所)	水質	PCB、ダイオキシン類	2回/年
		底質		1回/年
JESCO	敷地境界東側南端 処理情報センター ^{*1}	大気	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン	4回/年
	雨水幹線排水路合流前	水質	PCB、ダイオキシン類	1回/月 ^{*2}
	雨水幹線排水路の上流 下流	底質		1回/年

*1 祝津地区及び東地区、処理情報センターでの大気環境モニタリングは、監視円卓会議における検討等を踏まえ、平成19年度から実施。

*2 施設稼働後実施。

(3) 土壌環境モニタリング

処理施設の土壌を測定、PCB処理前に1回実施

主体	場所	要素	項目	頻度
JESCO	敷地内9地点の表層及び深さ3m層の土壌	土壌	PCB、ダイオキシン類	1回
	敷地内3地点の表層の土壌		特定有害物質	

環境モニタリング測定地点

東地区
室蘭市東町2-28-7

白鳥台測定局
室蘭市白鳥台5-50

室蘭海域ST-4

北海道PCB廃棄物処理施設
室蘭市仲町14-7

排水路地先海域

新日鐵体育館測定局
室蘭市輪西町3-2-33

祝津地区
室蘭市祝津町3-3-12

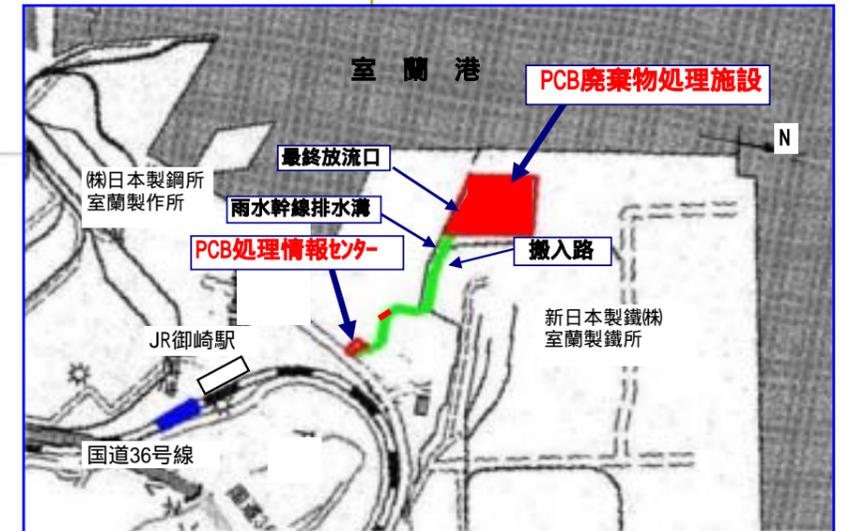
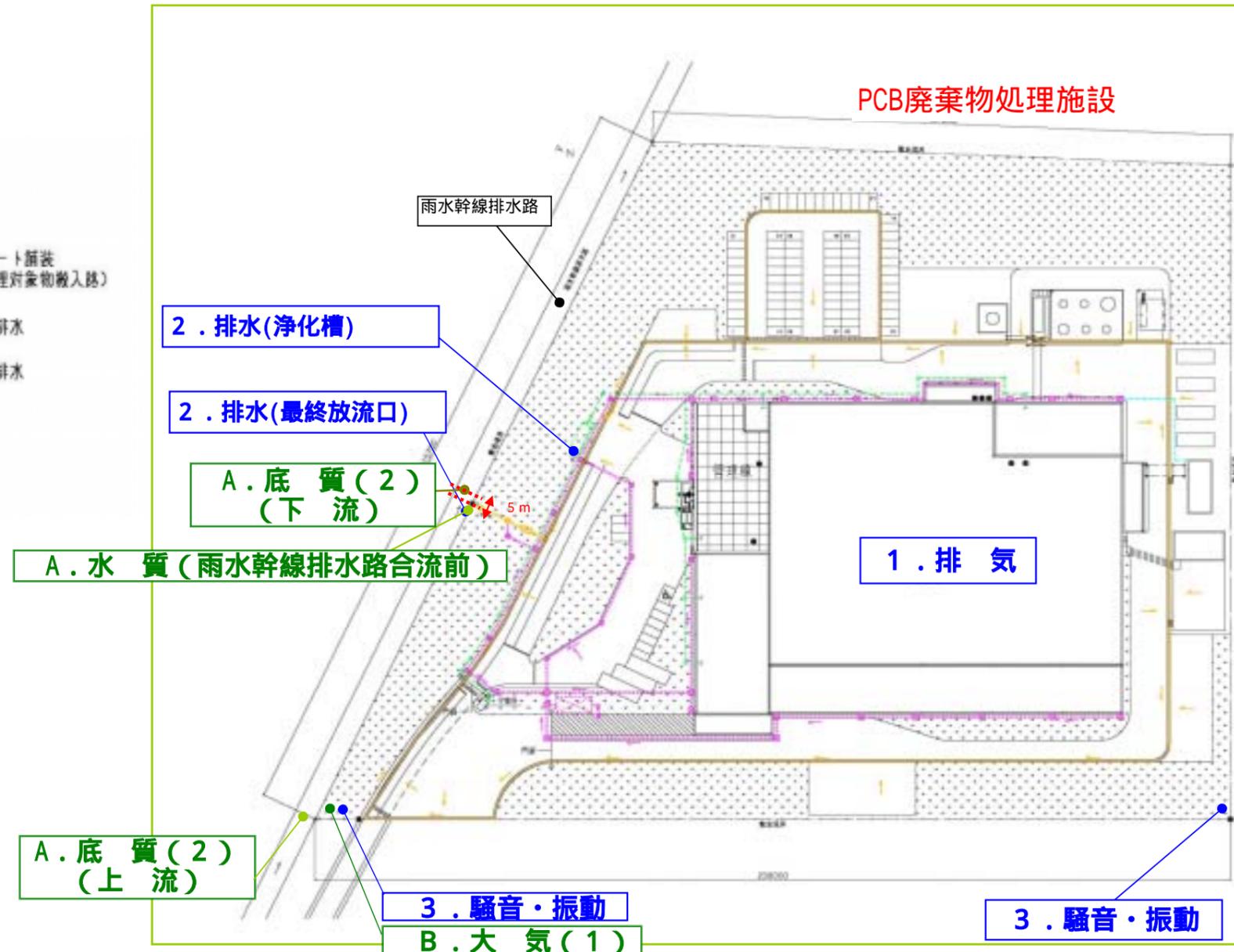
PCB処理情報センター
室蘭市御崎町1-9-8

御前水公園測定局
室蘭市御前水町2-2-2

北海道PCB廃棄物処理事業環境モニタリング測定点位置図

凡例

-  敷地
-  コンクリート舗装 (PCB処理対象物搬入路)
-  屋根雨水排水
-  道路雨水排水
-  生活排水
-  用役排水



[排出源]

1. 排気

No.	名称	排気口高さ	排気口	項目
第1系統排気		28.0m	6m x 3.4m	PCB、ダイオキシン類
第2系統排気		28.0m		PCB、ダイオキシン類
第3-1系統排気		25.0m	0.25m	PCB、ダイオキシン類、悪臭
第3-2系統排気		25.0m	0.08m	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン
第3-3系統排気		25.0m	0.08m	PCB、ダイオキシン類、ベンゼン
換気空調設備排気		17.0m	2.7m x 5.4m	PCB、ダイオキシン類
分析設備排気		14.0m	0.7m x 0.7m	PCB、ダイオキシン類

2. 排水

浄化槽及び最終放流口で測定する。

3. 騒音・振動

操業開始段階で2箇所を測定し、以降、高い地点1箇所を測定する。

4. 悪臭

敷地境界(測定当日の風下1箇所)で測定する。

[周辺環境]

A. 水質・底質

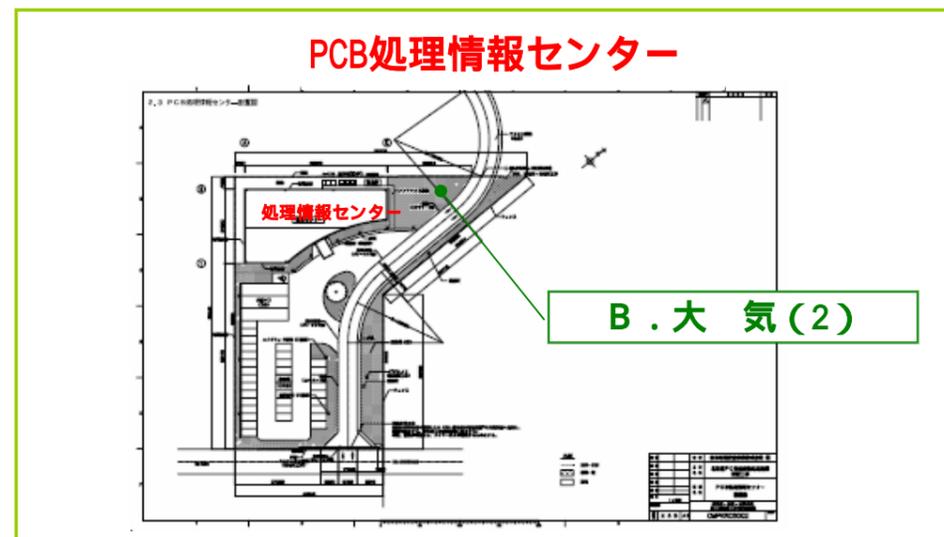
(1) 水質: 雨水幹線排水路合流前で測定する。

(2) 底質: 上流(敷地境界東側の南端延長線上における雨水幹線排水路中央付近)及び下流(最終放流口の下流5mにおける雨水幹線排水路中央付近)で測定する。

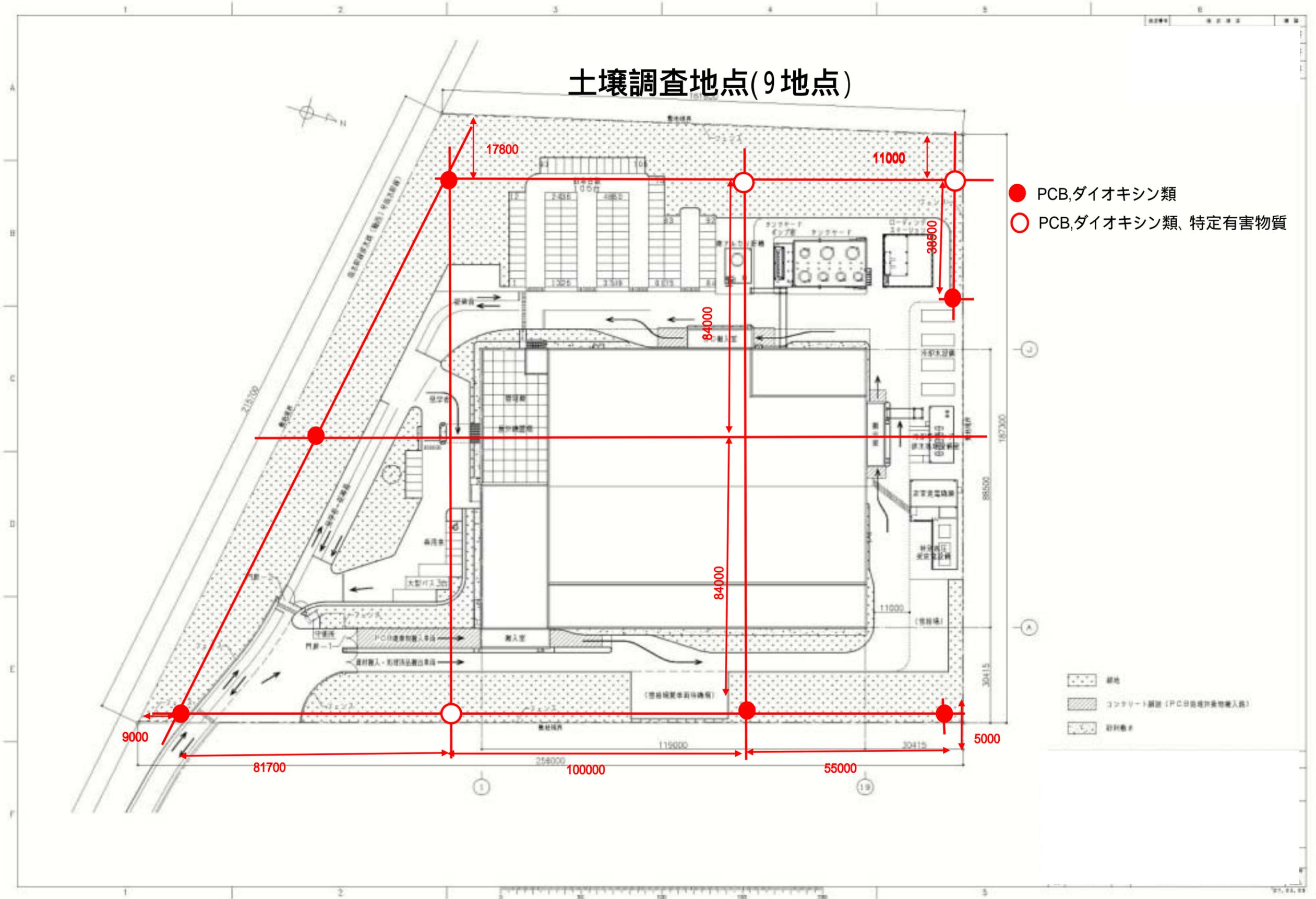
B. 大気

(1) 処理施設敷地境界東側の南端で測定する。

(2) PCB処理情報センターの敷地内で測定する。



土壤調査地点(9地点)



- PCB,ダイオキシン類
- PCB,ダイオキシン類、特定有害物質

- 緑地
- コンクリート舗装 (PCB処理汚染物搬入時)
- 砂利敷